

# 神戸市ひとり親家庭等低所得子育て世帯対象大学等受験料補助金交付要綱

令和7年12月1日 こども家庭局長決定

## (趣旨)

第1条 経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、ひとり親家庭等の高校3年生年代の子どもの大学等受験料に対する補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定により児童扶養手当を受給している世帯又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年条例第73号）第3条の規定により医療費の助成を受けることができる世帯
- (2) 高校3年生年代の子ども 満17歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日から満19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、短期大学、高等専門学校（4年次）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（専門課程）をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時点において、神戸市内に住所を有し、かつ次の各号に定める要件に該当するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1) ひとり親家庭の高校3年生年代の子どもを現に養育している者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯の高校3年生年代の子どもを現に養育している者
- (3) 高校3年生年代の子どもと同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で高校3年生年代の子どもと生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）で、高校3年生年代の子どもを現に養育している者

2 その者が属する世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係者でないこと。

#### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、高校3年生年代の子どもの大学等の受験料とし、その額が子ども1人あたり53,000円を超えるときは53,000円とする。なお、申請する年度に支払った費用のみを対象とする。

2 他の法令等により同趣旨の補助金が交付される場合は、対象としない。

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に必要な書類を書面（様式第1号）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下本要綱において同じ。）によって、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請は、当該補助金の交付を受けようとする年度の子ども家庭局長が定める期間に行わなければならない。
- 3 補助金の交付申請は、対象となる子ども1人あたりそれぞれ年度内に1回に限るものとする。
- 4 前3項の規定について、災害その他市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。

#### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、申請書その他書類、又は電磁的記録による申請情報を審査し、すみやかに、補助金の交付可否を決定するものとする。

- 2 市長は、書面又は電磁的記録により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。
- 3 市長は前項の補助金の交付決定にあたり、条件を附することができる。

#### (決定通知等)

第7条 市長は、前条の決定が行われた場合は、郵送による決定通知の送付又は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）によって、申請者に通知するものとする。電磁的記録による通知は電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該決定通知等を受ける者に到達したものとみなすものとする。

2 決定通知等については、公印を省略することができる。

#### (補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項による補助金の交付決定後、申請者の振込指定口座に補助金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、交付の申請を取り下げるときは、その旨を書面（様式第4号）又は電磁的記録により市長に提出することにより申請を取り下げることができる。

2 既に補助金が交付されているときは、市長は、期日を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金交付決定の取り消し等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、交付決定の取り消しを行った者に対しては、当該決定以降、当該補助金の申請を受付けないことができる。

(補助金の交付に関する調査)

第11条 市長は、補助金の交付について必要と認めたときは、補助金の交付を受けた者その他関係者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

(適用範囲)

第14条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。